(1)　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(m)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「単体有資格業者及び経常ＪＶの同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工経験を有し、(ｳ)及び(ｴ)は同一工事の経験でなくてもよいが、すべての経験を有すること。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋の工事。

(ｳ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

(ｴ)　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭の工事。

また、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす同種工事の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)(ｳ)及び(ｴ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（上記(b)(ｳ)及び(ｴ)は同一工事の施工経験でなくてもよいが、両方の経験を有する者であること。）。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（上記(b)(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工経験であること。）。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

単体有資格業者及び経常ＪＶの同種工事の経験が、国土交通省、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定の合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「異工種ＪＶの同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工経験でなくてもよいが、両方の経験を有する者であること。

(ｱ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

(ｲ)　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭の工事。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工経験であること。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋の工事。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

なお、異工種ＪＶの構成員の配置予定技術者は、担当するそれぞれの施工期間において、当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

異工種ＪＶの同種工事の経験が、国土交通省、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定の合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(d)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(e)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(f)　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

(a)　技術提案

(ｱ)　指定テーマ

「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

・切土法面の安定性の確保、向上に資する工夫とその効果